

# 平成28年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成28年3月2日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	平成28年2月22日
件 名	「自治基本条例検証会議」において示された「市民の意見」に基づき、自治基本条例の改正または自治基本条例逐条解説の改定を求める請願		
提 出 者	林 大二郎		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>本請願は、平成27年第4回定例会に請願第4号として提出され、不採択とされた請願(以下、「請願第4号」という。)の再提出であり、請願第4号と同一の内容です。</p> <p>請願第4号は、昨年度開催された市民参加による自治基本条例検証会議において指摘された数々の問題点のうち、問題の内容、及び修正や解釈のあり方について、立場や意見の異なる検証会議参加者にあっても合意が形成され、かつ、市執行機関の解釈や説明とも一致をみた、自治基本条例における「最高規範性」と「市民参加」に関する「市民参加による市民の意見」の反映を自治基本条例の改正または逐条解説の改定として実現していただくよう議会に求め、もって自治基本条例の正しい理解と普及の促進を図ろうとしたものです。</p> <p>自治基本条例の第10条は、(議会の責務)を次のように規定しています。「議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。」</p> <p>また、議会基本条例では、「安城市議会は、安城市自治基本条例に規定する議会の責務に基づき、市民の意思を市政に反映させる活動が求められています。」と、条例前文にうたわれています。</p> <p>請願第4号は、「市民参加によって形成された市民の意見」を、自治基本条例の改正やその逐条解説の改定によって市政に反映して欲しいと、議会に求める内容ですから、請願第4号が「市民の意思」であることは明白であり、議会にはこの請願の内容を市政に反映させるよう活動する責務が存在することもまた、自治基本条例と議会基本条例によって明白とされるところであります。</p> <p>要するに、請願第4号の内容に違法性や他者の権利を不当に侵害する等の、採択することができない特段の理由や問題が無い限りは、議会はこれの採択に向かうべきであるという基本的な考え方や姿勢が、自治基本条例と議会基本条例によって「責務」として求められているということです。</p> <p>更に簡単に申し上げれば、議会において請願第4号の採択または不採択が検討されるにあたっては、「請願第4号を採択しなくても済む理由」ではなく、「請願第4号を採択することができない理由」のみが、請願の不採択によって市民の意思の市政への反映を拒絶し阻害することができる正当な理由となり得るということです。</p> <p>失礼ながら、平成27年第4回定例会における総務企画常任委員会及び最終日の本会議の中で、委員の皆さんと代表議員が述べられた請願第4号を不採択とする理由においては、「こう考えれば、請願を採択しなくても済むでしょう?請願を採択して現状を変更する必</p>		

要は無いでしょ？」という内容の理由ばかりが述べられ、市民参加で形成されて請願として議会に託された市民の意思を市政に反映させようという、自治基本条例や議会基本条例が議員の皆さまに求めているはずの責務に対する真面目な姿勢や前向きな考え方は認められませんでした。

繰り返しますが、自治基本条例と議会基本条例が議会と議員の皆さまに対して求めているのは、請願第4号の内容に違法性や他者の権利を不当に侵害する等の、請願を採択することができない特段の理由や問題が無い限りは、これを採択すべきということであります。である以上、請願第4号を採択しないのであれば、請願第4号に示された市民の意思を「市政に反映させなくても済む理由」ではなく、請願第4号に示された市民の意思を「市政に反映させることができない理由・させてはいけない理由」を明確に述べていただかなくてはなりません。それが自治基本条例と議会基本条例に示される「議会の責務」を果たすために求められる当然の対応であることは、「市民の代表」である皆さまには当然のこととして御理解をいただけるものと思います。

平成27年第4回定例会で示された請願第4号を不採択とする意見はどれも、この請願による市民の意思の市政への反映を議会が拒絶し阻害するに足る正当な理由とは言えないものでした。

以上の理由により、請願第4号の再提出として、本請願を提出いたします。議会の皆さまの御賢察と、市民の意思に対する真面目な御対応を切望いたします。

要

自治基本条例（以下、「本条例」という。）第26条の規定に基づき、平成26年7月15日から平成27年3月18日にかけて計7回開催された市民参加による自治基本条例検証会議（以下、「検証会議」という。）においては、自治基本条例の成立過程や内容及びその意義等に関して活発で有意義な議論が交わされました。

旨

この自治基本条例検証会議において、本条例の条文内容と企画政策課作成の自治基本条例逐条解説（以下、「逐条解説」という。）の内容について、意味があやふやであったり不明瞭であったりして誤解や法律違反を招く危険が大きいと多くの検証会議参加者が問題ありと指摘し、合理的に判断して条文や逐条解説の改定が必要であるとした部分が複数確認されました。

議会におかれましては、検証会議で示された市民の意見を検討していただき、当該会議において問題が指摘された部分について、議会における本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますよう要望いたします。

### 請願事項

- 1 自治基本条例第2条について、検証会議における市民の意見と市の見解を反映させ、自治基本条例が法規として他の条例との上下関係を規律するものではないということが平明に理解できる条文となるように、議会において本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますよう要望いたします。
- 2 自治基本条例第3条（3）「市民参加」について、検証会議における市民の意見を反映させ、「市民参加」の権利を幅広い「市民」に保障することが、憲法と公職選挙法及び地方自治法に定められている有権者の「参政権（被選挙権、選挙権及び直接請求権のうち有権者にのみ認められるもの）」の侵害をひきおこすことを防ぐため、「市民参加」の意味（参政権ではないこと）や範囲を明確に示す内容の条文となるように、議会において本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますよう要望いたします。